

建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い

1 内訳書の目的

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）は、談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止などを目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うための資料である。

2 対象案件

入札参加者に入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に内訳書の提出を求める入札は、次に該当する競争入札とする。

- （１）建設工事
- （２）土木施設維持管理業務委託
- （３）設計額が500万円以上の建設工事に係る業務委託
- （４）上記（１）から（３）以外の入札において発注者が内訳書の提出を必要と認めた入札

3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に次のとおり記載して、入札参加者に内訳書の提出を周知する。

「入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。」

4 入札参加者に提示する内訳書

- （１）発注者は、入札参加者が記入すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。
- （２）発注者は、入札参加者に必ず記入してもらう項目の欄を「必ず記入」と表示する。
- （３）低入札価格調査制度実施要領を適用する入札においては、数値的判断基準の対象金額（工事の場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を「必ず記入」とすること。
- （４）入札参加者に提示する内訳書は、別添１（工事用）及び別添２（委託用）を標準とする。
- （５）建設工事に係る業務委託において、設計業務と測量業務等、異なる業務を一つの業務として発注する場合、内訳書は全ての業務内容について記載するものとする。（様式は別添２（委託用）を業務内容に合わせて加工する。）
- （６）発注者が積算の参考のために内訳書の明細等を入札参加者に求めている場合があるが、内訳書以外のこれらの資料はこの取扱いの対象外とする。

5 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、各入札執行要綱に規定する「公告又は指名通知に示す事項に反した入札」に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とする。

- （１）内訳書の全部が提出されていない場合
- （２）内訳書の一部が提出されていない場合
- （３）内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合

- (4) 内訳書に記入された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記入された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記（１）から（５）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

6 「不備な内訳書」

次に該当する内訳書は「不備な内訳書」とし、各入札執行要綱に規定する「不備な見積金額内訳書を提出した者がした入札」に該当するものとして、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

- (1) 他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 入札額だけが記入された内訳書
- (4) 発注者が「必ず記入」とした欄に記入がない内訳書
- (5) 内訳書の入札額が埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる内訳書
- (6) 内訳書の合計金額（工事価格）が内訳書の入札額と異なる内訳書

ただし、内訳書の工事価格と内訳書の入札額の差異が積算基準書等の端数処理の範囲内であると認められる場合、又は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が内訳書の入札額と一致する場合はこの限りでない。

- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、内訳書の工事価格及び内訳書の入札額のいずれにも一致しない内訳書
- (8) 工事名、工事場所の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (9) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書

ただし、入札参加者の所在地に誤りがある、又は記入がない場合であっても、名称・商号、代表者名等から当該内訳書が入札書を提出した者の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。

- (10) 上記（１）から（９）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

7 「不備な内訳書」等の扱いの留意点

- (1) 6（6）のただし書きに該当する内訳書であって、入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行う。
- (2) 発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合は、上記5又は上記6にこのことが含まれていないことに留意し、そのことのみでは無効にしない。

8 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、入札締切通知書の発行以後に行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。

- (3) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、埼玉県談合情報対応要領に基づき適切な対応を行う。

9 その他

- (1) 各入札執行要綱の規定により入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- (2) 委託の内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」と読み替えるなど適時読み替えて適用する。

「各入札執行要綱」とは次の要綱をいう。

- ・ 埼玉県建設工事請負等指名競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱
- ・ 埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱
- ・ 埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱

附 則

- 1 この取扱いは、平成26年10月1日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年2月1日以降に開札する競争入札から適用する。



お知らせ

令和5年2月1日以降に開札する競争入札から
「建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い」が変わります。

別添1（工事事用）

入札金額見積内訳書

工事名				左欄は必ず記入
工事場所				
入札参加者	所在地			
	名称・商号			左欄は必ず記入
	代表者名			
入札額の内訳				
直接工事	費目	数量単位	金額（円）	
	〇〇 工	1 式	1,000,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,100,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,200,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,300,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,400,000	左欄は必ず記入
計（A）			6,000,000	
間接工事費	共通仮設費	1 式	1,500,000	左
	現場管理費	1 式	1,500,000	左
	計（B）	1 式	3,000,000	
工事原価（C=A+B）			9,000,000	
一般管理費等（D）		1 式	2,150,000	
工事価格（E=C+D）			11,150,000	左
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）			11,150,000	左欄は必ず記入

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（欄の削除等を含む）は、無効です。

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）

入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

注1 入札参加者は、「左欄は必ず記入」となっている箇所に必要事項を記入してください。

注2 上記の入札額と埼玉県電子入札共同システムに入力した金額が異なる場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は無効となります。

注3 「左欄は必ず記入」となっている箇所が未記入の場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は原則無効となります。

※ 無効にならない場合もあります。

詳細は入札課HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）
でご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP



入札参加資格者の皆様へ

電子証明書記載事項が変更されたら

**代表者等※の変更が発生した場合は、
前代表者等の電子証明書は、絶対に使用しないでください。**

- ※ 電子証明書記載事項
- 名義人氏名:「埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿」「物品等競争入札参加資格者名簿」の代表者又は代理人(契約者)
 - 名義人所属の会社名:登記している場合
 - 名義人所属の会社本店住所:登記している場合
 - 名義人住民票記載住所:電子証明書に記載のある場合

上記内容が変更されると、その内容の電子証明書は失効します。

- ・前代表者名義等の電子証明書(旧電子証明書)を使用した入札は無効。
- ・旧電子証明書を使用して入札を行った者は、入札参加停止等の措置を受けることがあります。

直ちに変更に伴う手続を開始してください。

- A「競争入札参加申請等受付システム」で入札参加資格者名簿の内容について変更申請
B 電子証明書の手続 : 1)旧電子証明書の失効手続
2)新代表者名義等の電子証明書(新電子証明書)の取得・利用者登録

Aが整えば

承認を得た上で、紙入札で入札参加できます。

- ・受付システムが「受付済」となり、発注者から「紙入札の承認」を得た後は、新代表者等による紙入札が可能

A、Bが整えば

新電子証明書で入札参加できます。

- ・「受付済」、新電子証明書の取得、利用者登録完了後は、新電子証明書による電子入札が可能

旧電子証明書を使用した無効な入札(例)

ケース1

変更申請を
先に行う場合

【代表者の変更】

入札権限のある代表者(入札権限が委任されている者を含む)の変更

※ 商業登記後ではありません。

A【入札参加資格者登録の変更申請】

「埼玉県電子入札共同システム」の「競争入札参加申請受付システム」で変更申請を行う。

B【電子証明書利用者登録の完了】

新しい代表者の利用者登録完了

変更前の代表者の
電子証明書で入札が可能。

電子入札、紙入札を問わず
入札に参加できません。

発注者から「紙入札の承認」
を得れば、「紙入札」が可能

新代表者の電子証明書
で電子入札が可能。

旧電子証明書を使用した入札は、無効です。

ケース2

利用者登録が
先になった場合

【代表者の変更】

入札権限のある代表者(入札権限が委任されている者を含む)の変更

※ 商業登記後ではありません。

B【電子証明書利用者登録の完了】

新しい代表者の利用者登録完了

A【入札参加資格者登録の変更申請】

「埼玉県電子入札共同システム」の「競争入札参加申請受付システム」で変更申請を行う。

変更前の代表者の
電子証明書で入札が可能。

電子入札、紙入札を問わず入札に参加できません。

新代表者の電子証明書
で電子入札が可能。

旧電子証明書を使用した入札は、無効です。

電子入札システムの 「設計図書等に関する質問」に関するお願い

電子入札における「設計図書等に関する質問」において、
適正な入札執行を行うため、質問に当たっては以下の点にご留意ください。

I 質問は 電子入札システム上の「入札説明書・案件内容に
対する質問内容」欄に直接入力することを基本としてください。

II 質問に当たっては、電子ファイルをシステムに添付する方
法も可能です。この場合、発注者が様式を添付している場合
は、添付の電子ファイルを使用してください。

III 質問には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。